# 第21回相馬市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年3月13日(月)午後2時から午後3時33分
- 2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)
- 3. 出席した農業委員(12人)

長 14番 前 川 正 人 会 委 員 1番 丹 野 義 基 2番 佐 畑 幸 一 3番 伊東 5番 唯 野 登 哲 夫 6番 坂 本 雄 司 7番 後 藤 義昭 9番 小 島 良 金 雄一 10番 佐 藤 11番 武 島 竜 太 12番 吉彦 中和田 13番 目 黒 正 一

- 4. 欠席した農業委員(1人) 8番 三 國 実 加
- 5. 遅参した農業委員(0人)
- 6. 農業委員会事務局職員

事務局長志 賀 謙 寿事務局次長兼農業振興係長渡 部 賢 治事務局農地係長橋 本 庸 介事務局主査大河原 康 平

# 7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答について

#### 報告第2号 専決処分について

(1) 引き続き農業経営を行っている等の証明書の交付について

#### 報告第3号 報告事項について

- (1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について
- (2) 農地転用許可に係る工事完了報告について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 現況確認証明申請について

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第6号 令和4年度第11号農用地利用集積計画について

議案第7号 令和5年度農作業労働賃金標準額(案)について

#### 8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。 一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第21回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、 委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに 第21回相馬市農業委員会総会を開会いたします。

本日の欠席の届出は、8番三國実加委員です。

日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。 事務局。

事務局長

それでは、先月の総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。2月10日、金曜日、第20回総会終了後に農業振興委員会を開催、令和5年度農作業労働賃金標準額についての協議を行っております。2月22日、水曜日、農業委員・推進委員全体協議会を実施しております。2月27日、月曜日、第21回総会に係る議案書を郵送させていただいております。3月6日、月曜日及び7日、火曜日、本日の総会に向けて、現地調査を実施しております。3月8日、水曜日、全国農業会議所大出新聞部長と、福島県農業会議菊地事務局長が来庁し、全国農業新聞の普及活動について、日頃からの皆さまの活動に対しての御礼、今後更なる普及活動のお願いという事で依頼がございました。報告は、以上でございます。

議長 次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。3番伊東登委員、5番唯野哲夫委員、ご両名を指名いたします。

次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、 本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に日程第4、議事に入ります。報告第1号農地等利用最適化推 進施策に関する意見書の回答について、事務局の説明を求めます。 事務局。

事務局

報告第1号農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答についてご説明いたします。農地等利用最適化推進施策に関する意見書につきましては、去る令和4年11月15日付けで市長に提出し、令和5年2月8日付けで市長から回答がございました。回答書の説明のため、農林水産課長の入場を許可していただきたいと思います。以上よろしくお願いいたします。

議長

お諮りいたします。ただいま事務局説明のとおり、農林水産課より回答書の説明をいただくため、農林水産課長の入場を許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声。 )

議長ご異議なしと認めます。農林水産課長の入場を認めます。

(農林水産課 古市課長 入場 )

議長それでは、農林水産課古市課長より回答書の説明を求めます。

古市課長

いつも大変お世話になっております。農林水産課長の古市と申します。日頃、農業委員の皆様におかれましては、本市の農政全般にわたり、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

早速ですが、先日農業委員会からいただきました、農地等最適化推進施策に関する意見書の回答がまとまりましたので、5項目、10点について、説明させていただきたいと思います。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。回答の内容につきましては、掻い摘んで説明させていただきます。

まず1項目目ですが、米価下落及び農業用資材等高騰に対する 支援策について、①米価下落に対する支援策、②物価高騰に対する 支援策の2点について、市といたしましては、米価下落や燃油等の 高騰で、農業経営に深刻な影響があるという状況を踏まえ、米価下 落影響緩和支援事業、農業者物価高騰支援事業を緊急的に支援と して実施したところです。市独自の支援の継続、拡充については困難であると考えていますが、引き続き、県等の交付金を含め、その動向を見ながら、その都度必要に応じて、対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、2項目目でございます。有害鳥獣被害対策についてです。 ①ワイヤーメッシュ柵による被害防止策につきましては、イノシシ対策という点で、電気柵においても、適切な設置や維持管理を行うことによりまして、一定の効果があるものと考えています。市内イノシシ駆除実績につきましては、例年7割以上が中山間地域という事もあります。市は、これまで同様に電気柵の設置補助を継続するとともに、ワイヤーメッシュ柵につきましては、中山間地域等直接支払事業がございますので、そちらを地域で効果的に活用していただきたいと考えております。

②箱ワナの拡充及び鳥獣被害対策実施隊の体制強化についてです。相馬市有害鳥獣被害対策実施隊では、令和3年度につきましては、486頭のイノシシを駆除いたしました。今年度は、イノシシ豚熱の関係で、大幅な駆除頭数の減少となる見込みであります。因みに、令和5年2月末時点で114頭のイノシシを駆除したところです。前年度に比べ、約4分の1という状況でございます。市としましては、頭数は減っているものの、頭数に関係なく、引き続き箱ワナの増数や狩猟技術向上の支援等、捕獲体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、3項目目でございます。新規参入者に対する支援、担い手の育成・確保策について、①新規就農者に対する複合支援策につきましては、新規就農者の確保については、市としましても依然として重要な課題と考えており、引き続き新規就農希望者に対して、貴農業委員会をはじめ、県やJA等関係機関と連携しながら、支援してまいりたいと考えております。意見書にあります移住に関する施策については、まさに先月の2月に、移住定住施策の強化を図るため、市として移住定住総合窓口を設置したところです。農業分野につきましても、移住定住総合窓口に対して積極的に情報提供をしながら、職業と住居を繋ぐことができるよう努めてまいりたいと考えております。

②多様な担い手に対する支援策については、現在、国が将来の農業者数の見通しから、地域の担い手となり得る49歳以下の農業者の減少に歯止めをかけるべく、その政策を推し進めている状況

でございます。従いまして、認定新規就農者制度の年齢制限緩和の 見直しについて、現状では難しいと考えておりますが、機会を捉え て地域の実情を伝えてまいりたいと考えております。

次に、③農業法人の積極的な誘致についてです。市は、地域農業を支える担い手の確保という点において、企業の参入も重要な選択肢の一つと考えております。意見書にもあります市外から参入する企業に対する市補助金については、財源的に難しいと考えております。しかし、福島イノベーションコースト構想に基づく、市税の優遇措置を設けているところです。

なお、市は、現在進められております玉野地区の企業参入、こういった事例につきましては、今後、地元の総意と企業の意向が合致すれば、地区の実情に応じて柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、4項目目、6次産業化の推進と地産地消の取り組みについて、①6次産業化の推進と農業者組織等への支援でございますが、本市と協定を結んでいる東京農業大学では、復興から地方創生への農林業支援プロジェクトの一環として、毎年、6次産業化セミナーを開催しております。その中におきまして、6次化の商品開発から販売戦略等、理解を深めていただいているところです。

また、6次化の開発に取り組む農業者組織への支援につきましては、県と連携しながら既存の補助制度を活用できるよう、随時相談に応じているところです。

次に、②地元農畜産物を活用した地産地消の推進についてですが、市の施設であります浜の駅松川浦や道の駅そうまについては、指定管理者制度を導入し、積極的に地元の農畜産物や物販飲食コーナーを設け、地産地消の推進に努めているところです。更なる地元農畜産物の直売コーナーや地元食材使用については、施設を管理運営する法人が、販売実績を踏まえたうえで判断するものと考えますが、可能な限り地産地消の取り組みの推進について申し入れてまいりたいと考えております。

なお、市内の学校給食においては、震災前と比べて積極的に地産 地消に取り組んでいる状況であります。

最後に、5項目目みどりの食料システム戦略の推進について、① みどりの食料システム戦略推進のための環境づくりでありますが、 ご存じのとおり、みどりの食料システム法につきましては、令和3 年7月から施行されまして、現在、国の方針を踏まえて、県が基本 計画の素案を作成している状況です。今後、県と市において、役割 分担や取り組み内容の枠組みが明確になりましたら、周知をして まいりたいと考えておりますので、農業委員会の皆様におかれま しても、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

意見書に対する回答は、以上でございます。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。12番中和田吉彦委員。

12番

5番目のみどりの食料システム戦略の推進について、今後、県と市、双方の役割分担が明確になってから取り組みを始める、という回答でしたが、国は、みどりの食料システム戦略の中で、有機農業を市町村主導で推進するために、2025年までに全国100市町村でモデル的先進地区を創出し、2050年までに全国の農地の25パーセントを有機農業にしようという目標を立てています。そして、有機農業の産地づくりを進めるために、補助金も交付されるようになりますが、当然、補助金にも限りがあるため、早く取り組む必要があると考えます。既に、二本松市は手を挙げたようですが、相馬市でも、早く市の方針を決めていくべきであり、その方針を決めるために、私は、推進協議会の早期設置を提案したところであります。

例えばですが、相馬市内で有機農業による稲作を地区として取り組める場所として、河川と河川に挟まれて一体的に管理できる和田地区は、好適地ではあるのかなと思っています。みどりの食料システム戦略の推進は、将来に向かって、相馬市の営農を継続していくために大切なことであり、時期を逸してしまってはいけないと考えます。

現在、市内の学校給食において、食材の地産地消の割合が35パーセントだそうですが、これは素晴らしいことだと思います。さらに、有機食材を使用した食農教育や、将来的に、地元で生産した有機農産物を活用することができるようになればと思っています。繰り返しになりますが、みどりの食料システム戦略に基づく、相馬市の農業について話し合う協議会を早く設置するよう要望いたします。

議長古市農林水産課長。

古市課長

県と市の役割という部分では、令和5年度に動きが出てくると考えており、現在、県でパブリックコメント中でして、その後、具体的に、みどりの食料システムを取り組んでいくのか、県の立場で作成している状況でございます。それを踏まえて、市としてどういった取り組みを行っていくのかというのは、今後になりますが、その際には、農業委員会の皆さまにもご協力をお願いしたいと思います。中和田委員の提案も、一つの意見として承らせていただきます。ありがとうございます。

議 長 他にございませんか。

(「なし」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。本件については回答書のとおり承認され ました。

古市課長 貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。ここで皆さ まに一点だけご報告したいと思います。

これまで、人・農地プランの作成について、皆さまにご協力をいただきました。それが、ご承知のとおり、国の法改正によりまして、人・農地プランから更に踏み込んだ、将来的にこの農地を誰が耕作していくか、集積・集約していくための地域計画、この地域計画というものを、令和7年3月までに作成することとなっております。令和5年度、6年度の2年間で、貴農業委員会と相馬市で連携して作成していくこととなりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。ありがとうございました。

議長ここで農林水産課、古市課長の退席を求めます。

( 古市農林水産課長 退席 )

議長 次に、報告第2号専決処分についてを議題といたします。(1) 引き続き農業経営を行っている等の証明書の交付について、事務 局の説明を求めます。事務局

事務局 報告第2号専決処分について、(1)引き続き農業経営を行って

いる等の証明書の交付について、事務局よりご報告いたします。 租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税納税猶予 及び同条の6第1項の規定による相続税納税猶予並びに福島県税 条例附則第10条第1項の規定による不動産取得税の納税猶予の 適用者については、3年に1度、納税猶予を継続する手続きが必要 となっています。

納税猶予の継続手続きには、農業委員会が証明する、引き続き農業経営を行っている旨の証明書が必要になることから、農業委員会総会議案として取り扱い、各地区担当委員より、適正な農業経営を行っている旨の調査及び報告をいただき、総会の議決を経て、証明書の交付を行うこととなっております。しかし、各関係機関が勧奨通知を発出した時期、継続届出書の提出締切り時期の兼ね合いにより、3月13日の本総会での議決を待ってから、証明書を交付することとなると、証明願出人の円滑な継続手続きに支障をきたすおそれがあることから、証明願出人の円滑な継続手続きに支障をきたすおそれがあることから、証明願出があった都度、事務局から各地区担当委員への聞き取り調査を依頼し、議案書記載の証明願出人が適正な農業経営を行っており、問題がないことを確認後、専決処分にて、証明書を交付するという取り扱いとしたところでございます。以上を踏まえ、議案書記載の証明願についてご報告いたします。

1番案件につきまして、去る2月6日、事務局へ証明願出人より、証明願が提出され、12番中和田吉彦委員に現地調査を依頼し、その後、証明願出人は、農業経営を適正に行っており、証明書を交付することが妥当であるとの報告をいただきました。その報告を受け、2月14日に農業委員会の窓口にて、証明願出人に対し証明書を交付しております。

続いて、2番案件につきまして、去る2月10日、事務局へ証明 願出人より、証明願が提出され、13番目黒正一委員に証明願出人 への聞き取り調査を依頼し、その後、証明願出人は、農業経営を適 正に行っており、証明書を交付することが妥当であるとの報告を いただきました。その報告を受け、去る2月24日に農業委員会の 窓口にて、証明願出人に対し証明書を交付しております。報告は、 以上です。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

## (「なし」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。本件については事務局報告のとおり承認 されました。

> 次に、報告第3号報告事項についてを議題といたします。(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について、(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第3号報告事項について、事務局よりご報告いたします。

初めに、(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、 今月は、1件の報告を受理いたしました。番号1番について、去る 3月7日、11番委員、12番委員、13番委員とともに現地調査 を実施しました。許可の内容は自己住宅、駐車場用地で、工事の進 捗率は0パーセントとなっております。進捗が遅れている理由と して、福島県が実施する小泉川の河川改修に伴う、代替地への住宅 建設のための農地転用となっており、福島県、代替地の譲渡人、譲 受人との三者契約の手続きに遅れが生じており、それに伴い、工事 の着工も遅れている状況です。引き続き、工事が進捗、完了した際 には、農業委員会に状況報告の提出を求めていくものです。

続いて、(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は、3件の報告を受理いたしました。番号1番から3番にかけて、去る3月7日、11番委員、12番委員、13番委員、地区担当の推進委員とともに、現地調査を実施しました。現地調査の結果、いずれも計画通り、農地転用の許可条件のとおりに工事が完了していることを確認いたしました。

続いて、(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は、12件の届出を受理いたしました。今回の届出については、すべて相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあっせんの希望等はございませんでした。

最後に、(4)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理 について、今月は、4件の通知がございました。番号1番について、 解約の理由が耕作者変更となっておりますが、本総会議案第6号 令和4年度第11号農用地利用集積計画についてのうち、議案書の52ページ、番号37番に、解約後の新たな耕作者の利用権設定が上程されております。番号2番、3番については、解約の理由が農地法第3条申請のためとなっておりますが、本総会の議案書の17ページ、番号4番に上程されている、農地の所有権移転(売買)を行うための解約となっております。番号4番については、解約の理由が耕作者都合のためとなっておりますが、こちらも議案書17ページ、番号4番に上程されております農地法第3条における譲受人の全部効率利用要件を満たすために必要な解約処理となっております。報告は、以上となります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認 されました。

> 次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。番号1番について、調査担当委員より、調査 の報告を願います。担当委員挙手願います。2番佐畑幸一委員お願 いします。

2 番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、番号 1番についてご報告申し上げます。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る3月2日、地区担当の推進委員が不都合となったため、3番委員ともに被設定人の申請地において、本人より聞き取り調査を行いました。また、3月6日、8番委員、9番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに、申請地周辺の農地利用状況調査を行いました。調査結果を代表してご報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転(売買)になります。譲受人の 農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積に ついては、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がない ことを、聞き取り調査により確認をいたしました。よって、許可基 準第1号全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件について は、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格 法人要件についてでありますが、譲受人は個人であるため、非該当 であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてであり ますが、議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準 第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、30アール 以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入 地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実は ないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要 件でありますが、議案書に記載のとおりであり、地域の調和が損な われるような問題はございません。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの 回答をいただいております。よって、許可相当であると判断いたし ました。以上です。

- 議長 次に、番号2番について、担当委員挙手願います。5番唯野哲夫 委員お願いします。
- 5 番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、番号 2番についてご報告申し上げます。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る3月7日、11番委員、12番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転(贈与)になります。譲受人の 農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積に ついては、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がない ことを、現地調査にて確認をいたしました。よって、許可基準第1 号全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件 を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件 についてでありますが、譲受人は個人であるため、非該当でありま す。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてでありますが、 議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号下 限面積要件については、譲受人の経営農地は、30アール以上であ り、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、 質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、 非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件でありま すが、議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可相当であると判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの 回答をいただいております。以上です。

- 議長 次に、番号3番について、担当委員挙手願います。6番坂本雄司 委員お願いします。
- 6 番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号 3番についてご報告申し上げます。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る3月3日に、地区担当推進委員とともに、被設定人の現地を訪問し、聞き取り調査を行いました。また、去る3月6日、8番委員、9番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに、申請地周辺の農地利用状況調査を行いましたので、その結果を代表してご報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転(贈与)になります。譲受人の 農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積に ついては、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がない ことを、聞き取り調査により確認をいたしました。よって、許可基 準第1号全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件について は、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格 法人要件についてでありますが、譲受人は個人であるため、非該当 であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてであり ますが、議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準 第5号下限面積要件については、譲受人、譲渡人の経営農地は、3 0アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第 6 号借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れ の事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地 域調和要件でありますが、議案書に記載のとおりでありますので、 地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可 基準第1号から第7号まで、すべて非該当と認められることから、 許可相当であると判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの 回答をいただいております。以上です。

- 議長 次に、番号4番について、担当委員挙手願います。9番小島良金 委員お願いします。
- 9 番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号 4番についてご報告申し上げます。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る3月4日に、地区担当推進委員とともに、また、3月6日、8番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに、現地調査を行いましたので、調査委員を代表いたしまして、調査結果をご報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転(売買)になります。譲受人の 農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積に ついては、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がない ことを、聞き取り調査により確認をいたしました。よって、許可基 準第1号全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件について は、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格 法人要件についてでありますが、譲受人は個人であるため、非該当 であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてであり ますが、議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準 第5号下限面積要件については、譲受人、譲渡人の経営農地は、3 0アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第 6号借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れ の事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地 域調和要件でありますが、議案書に記載のとおりであります。ま た、申請地は、これまで譲受人が賃借によって耕作していた農地で ありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございませ ん。よって、許可基準第1号から第7号までの要件を満たしており ます。

また、地区担当の推進委員からも、聞き取り調査、現地調査にて、 意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相 当と判断いたしました。以上です。

議長 次に、番号5番について、担当委員挙手願います。13番目黒正 一委員お願いします。 13番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、番号 5番についてご報告申し上げます。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る3月7日に11番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに、現地調査を行いましたので、調査委員を代表いたしまして、調査結果をご報告いたします。

権利の設定内容は、営農型発電設備の設置に伴う区分地上権の設定、3年間になります。区分地上権を設定するための農地法第3条許可については、農地法第3条第2項第1号から第7号まで規定されている許可基準の要件を満たす必要がなく、申請農地の耕作者の同意を得ることが許可の判断基準になります。本案件の審査にあたり、被設定人より申請農地の耕作者からの区分地上権の設定に係る同意書の添付を確認しております。

また、地区担当の推進委員からは、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、本件に関しては、許可相当であると判断しました。以上です。

議長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局特に、ございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声 )

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。 ご発言願います。12番中和田吉彦委員。

12番 5番案件について、討論をしたいと思います。3月7日の現地調査の際、本案件に隣接する営農型発電設備について、現況を確認した結果、ヒサカキが計画どおり植え付けられているのかと思いましたが、一部分しか植えられておりませんでした。今回議案として提案された案件ではありませんが、事業者が同じ、営農者がエバーグリーンファーム株式会社(以下、(営農者という))及び発電設備設置者がウインテック株式会社(以下、(設置者という))でしたので、討論させていただいております。ヒサカキが計画どおり植えら

れていないことについて、現地調査後に事務局へ確認したところ、 当初計画していた業者から苗の調達が出来なかったため、別な業 者から令和4年9月に一部調達し、全体の3割程度を植え込み、令 和5年3月から4月にかけて6割から7割程度植え込み、本年9 月頃までに完了する予定であるとの説明でありました。当初の計 画からの変更は、やむを得ない状況だということは理解しますが、 ただ、現況のヒサカキが、どうなっているかという事を問題視した いと思います。私も調べてみましたが、ヒサカキは風通しの良い木 陰で生育し、葉が青々となることによって初めて商品価値が生ま れ、国内産のヒサカキはかなり需要があるようです。しかしながら、 この案件は、太陽光のパネルとパネルの間に通路があって、その通 路に20~30センチのヒサカキが植えてあり、その葉の一部が 赤茶けている状態で、将来の商品価値としても問題があると思い ます。果たして、5番案件と同じ営農者が、営農技術が熟練してい ないのにこのまま進めてしまっては、今回許可しようとしている ものも、結果的に太陽光発電だけになってしまう、というのでは、 営農型太陽光発電事業としては疑問視せざるを得ないと思ってい ます。農業委員会として、今回の調査を踏まえ、ヒサカキが商品価 値のあるものに生育するよう指導すべきであると考えます。

また、現地調査は、現在輪番制となっていますが、2~3人で営農型太陽光発電事業の下部の農地の状況を見るのは、たまたまその担当に当たった人の目線だけで判断するのは、疑問に思います。農業委員会全体で現地を見て判断するようにしてもいいのではないかと考えますので、討論の場で意見を述べさせていただきました。会長にお取り扱いをお願いします。

議 長 ただいまの意見について、事務局の考え方等説明できますか。事 務局。

事務局 ただいま、中和田委員から、現地調査の方法について、ご意見がありましたが、現在、総会における現地調査については、地区担当委員制や輪番委員制を採用しているところでございます。採用に至るまでの経過や、輪番制のメリット、デメリット等についても詳しく確認する必要があると考えます。

また、例えば、全員ではなくでも、地区担当委員の農地パトロール等、日頃の最適化活動の中で、定期的に、あるいは、特に念入り

に確認していただく事も可能かと思いますし、更には、こちらの営 農型発電については、毎年の状況報告をはじめ、一時転用期間が3 年間とされておりますので、更新の際に問題があるようであれば、 その際には全員で行くとか、その結果によっては、更新の許可をし ないという方法もあろうかと思います。

そういった事も含めて、今この場でというより、別途協議の場を 設定するのが望ましいと考えます。

次に、営農者及び設置者への指導についてですが、営農者及び設置者は、下部の農地において生産される農作物の状況を年一回、農業委員会に報告することが許可の条件の一つとなっています。

今回の現地調査は、昨年度、営農型発電における一時転用許可等 を受けた営農者及び設置者からの報告書の提出により、本総会に 上程された議案の現地調査と併せて実施したものです。

農業委員会は、現地調査の結果、営農の適切な継続が確保されていないと判断した場合、営農者及び設置者に対して必要な改善措置を講ずるよう指導することとなっていることから、今回の現地調査の結果により、口頭、さらには文書で、ヒサカキの苗の早期植え付け、生育に必要な改善の措置等、早期出荷に向けた取り組みを実施するよう指導してまいりたいと考えております。

議長 ただいまの意見については、現在審議中である議案の採決には 直接関係しないことから、別に協議することといたします。事務局 で調整のうえ報告願います。他に討論ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。 本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声 )

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定 による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

> 次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求め ます。事務局。

事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、事務 局より審査内容をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。事業概要は、水稲育苗用ビニールハウス施設用地として一時転用するものであり、工事期間は、許可の日から11ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、申請人所有の田がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上です。

議長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手 願います。 9番小島良金委員お願いします。

9 番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、去る 3月6日に、8番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局 2名とともに現地調査行いましたので、担当委員を代表して調査 結果を報告いたします。

申請人、申請地は、議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、農業振興地域内の農用地であります。しかし、この案件は、水稲用ビニールハウス施設拡張のための一時転用であり、不許可の例外事業に該当します。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、代替地の検討結果もあり妥当と判断しました。以上のことから、立地基準は満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの 回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いた しました。

議長質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。 ご発言願います。

## (「なし。」との声 )

議長 討論なしと認めます。採決いたします。 本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第4条の規定 による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

> 次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求め ます。事務局。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、事務 局より審査内容をご説明申し上げます。

初めに、1番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、資材置場及び駐車場として一時転用するものであり、工事期間は、許可の日から2年間を予定しております。権利の移転設定の内容は、賃借権の設定(2年間)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、併用地所有者の山林がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、分譲地及び進入路を整備するものであり、工事期間は、許可の日から10ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、3番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、自己住宅、物置、駐車場を整備するものであり、工事期間は、許可の日から12ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定(30年間)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたし

ました。

続いて4番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、一般住宅及び駐車場を整備するものであり、工事期間は、許可の日から7ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(贈与)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、譲渡人所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、5番案件になります。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が営農型発電設備を設置するために一時転用するもので、工事期間(一時転用期間)は、許可の日から3年間を予定しております。権利の移転設定の内容は、賃借権の設定(3年間)となります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利については、賃借権がありますが、耕作者の同意があることを確認しております。また、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考記載のとおり、東北経済産業局の再生可能エネルギー発電事業計画認定の写し、東北電力の太陽光発電設備系統連系承諾を確認しております。添付書類として、そうま土地改良区の意見書を提出いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

最後に、6番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のと おりです。権利の取得者が、自己住宅、駐車場、通路用地を整備す るものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しておりま す。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。 転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおり であり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、道路法第24 条申請事前協議済であります。書類審査の結果は、各項目ともに問 題ないと判断いたしました。以上になります。

- 議長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。案件1番について、担当委員挙手願います。9番小島良金委員お願いします。
- 9 番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、1番 案件について報告します。去る3月6日、8番委員、10番委員、 地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いました

ので、担当委員を代表して結果を報告いたします。

申請人、申請地等は、議案書に記載のとおりでございます。許可 基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以 上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地であり ます。しかし、この案件は、工事に伴う資材置場及び駐車場用地と して一時転用するものであり、不許可の例外事業に該当いたしま す。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しません。よっ て立地基準は満たしております。続いて許可基準第4号は、議案書 に記載のとおりの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判 断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの 回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いた しました。

議長 次に、案件2番から3番について、担当委員挙手願います。10 番佐藤雄一委員お願いします。

10番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、2番から3番案件について報告します。去る3月6日、8番委員、9番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに現地調査を行ってまいりました。調査結果を代表して報告いたします。

初めに、2番案件について報告します。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き都市計画用途区域内の準工業地域内にある農地ですので、第3種農地と判断しました。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しません。よって立地基準は満たしております。許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの 回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いた しました。

次に、3番案件について報告します。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き都市計画用途区域内の第一種低層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断しました。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しません。よ

って立地基準は満たしております。許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの 回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いた しました。以上です。

- 議長 次に、案件4番について、担当委員挙手願います。11番武島竜 太委員お願いします。
- 11番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、4番 案件について報告します。去る3月7日、5番委員、12番委員、 13番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行っ てまいりました。調査結果を報告いたします。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を宅地等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地のその他の農地と判断しました。許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり、申請地以外の場所での事業は不可能と判断しました。よって立地基準は満たしております。許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの 回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いた しました。以上です。

- 議長 次に、案件5番について、担当委員挙手願います。13番目黒正 一委員お願いします。
- 13番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、5番 案件について報告します。去る3月7日、11番委員、12番委員、 地区担当の推進委員、事務局2人とともに現地調査を行いました ので、担当委員を代表して調査結果をご報告いたします。

申請人、申請地等は、議案書に記載のとおりでございます。許可 基準第1号の立地基準について、申請地は、農業振興地域内の農用 地であります。しかし、この案件は、営農型太陽光発電用地の整備 に伴う一時転用であり、不許可の例外事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、代替地の検討結果もあり、申請地以外での事業は不可能と判断しました。以上のことから、立地基準は満たしていると判断しました。 続いて、許可基準第4号並びに許可基準第5号は、議案書に記載のとおりの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの 回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いた しました。以上でございます。

議長 次に、案件6番について、担当委員挙手願います。12番中和田 吉彦委員お願いします。

12番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、6番 案件について報告します。去る3月7日、11番委員、13番委員、 地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行いましたので、 代表して結果を報告いたします。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を宅地等で囲まれた、概ね10~クタール未満の小集団の農地の区域内にあるその他の農地で、第2種農地と判断しました。許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり、申請地以外の場所での事業は不可能と判断しました。以上のことから、立地基準は満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの 回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いた しました。以上です。

議長質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声 )

議長質疑なしと認めます。次に討論に入ります。

### (「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。 本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声 )

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定 による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

> 次に、議案第4号現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。番号1番について、 担当委員挙手願います。13番目黒正一委員お願いします。

13番 議案第4号現況確認証明申請について、番号1番についてご報告いたします。

去る3月7日に、11番委員、12番委員、地区担当の推進委員、 事務局2名とともに、現地調査を行いましたので、担当委員を代表 して結果をご報告申し上げます。

番号1番の枝番1から枝番11まで、いずれも申請地目のとおり、原野であると判断しました。よって、証明書を交付することが 妥当であると判断しました。以上です。

議長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局特に、ございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。 ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長討論なしと認めます。採決いたします。

本件に関し、委員報告のとおり、証明することにご異議ありませんか。

# (「異議なし。」との声 )

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号現況確認証明申請に ついては、委員報告のとおり、証明することに決せられました。

次に、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号8番までの8件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

#### (「異議なし。」との声 )

議長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より 説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局より説明いたします。農業委員会で実施している農地の利用状況調査にて、再生利用が困難な農地、いわゆるB分類農地として判断された農地について、「農地」に該当するか否かの判断についてご審議いただくものです。

お手元に、参考資料と書かれた資料をお配りしておりますが、こちらは、先日の現地調査における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しています。この後の調査担当委員からの報告と併せて、参照していただければと思います。以上です。

議長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手 願います。13番目黒正一委員お願いします。

13番 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る3月7日、11番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに現地調査を行ってまいりました。担当委員を代表してご報告いたします。

番号1から番号8まで、現況は山林化しており、すべて非農地と

判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。 ご発言願います。

(「なし。」との声 )

議長討論なしと認めます。採決いたします。

本件に関し、委員報告のとおり「非農地」と判断することにご異 議ありませんか。

(「異議なし。」との声 )

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号農地法第2条第1項 の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり 非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第6号令和4年度第11号農用地利用集積計画についてを議題といたします。議案第6号中、番号1番から2番については、13番目黒正一委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当することから、13番目黒正一委員は、暫時の間、退場願います。

( 13番目黒正一委員 退場 )

議長本件に関し、番号1番から2番までの2件について、相馬市農業 委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存 じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声 )

議長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より 説明を求めます。事務局。 事務局 議案第6号令和4年度第11号農用地利用集積計画、番号1番 から2番について、事務局よりご説明いたします。

権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでありまして、新規の利用権設定になります。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件、集積計画が、市の基本構想に適合するものであるか、権利の設定を受ける者が、全て効率的に利用すると認められるか、耕作に必要な農作業に常時すると認められるか等の要件につきましては、すべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。 ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。 本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声 )

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号、番号1番から2番、 令和4年度第11号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。13番目黒正一委員の入場を認めます。

( 13番目黒正一委員 入場 )

議長 13番目黒正一委員にご報告いたします。議案第6号、番号1番 から2番、令和4年度第11号農用地利用集積計画については、同 意することに決せられました。

> 次に、議案第6号、番号3番から45番までの43件について、 相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたし

たいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声 )

議長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より 説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号令和4年度第11号農用地利用集積計画、番号3番 から45番までについて、事務局よりご説明いたします。

権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでございます。議案書の33ページ、番号3番及び4番について、被設定人に貸付地がございますが、集団化により効率化を図るためのものであり、要件から外れるものではありません。

また、52ページ、番号37番から41番までは、経営面積がゼロとなっておりますが、こちらは、坪田の荒秀夫氏の義理の息子に当たりまして、これまでも、荒氏とともに、むしろ既に主体的に、農地を耕作している方であることを、本人並びに地元農業委員からも確認しております。貸借契約の満了を機に、順次、義理の息子名義で契約をし、経営移譲していくものでございます。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件につきましては、すべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。 ご発言願います。

(「なし。」との声 )

議長 討論なしと認めます。採決いたします。 本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号、番号3番から45番、令和4年度第11号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

次に、議案第7号令和5年度農作業労働賃金標準額(案)についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局

議案第7号令和5年度農作業労働賃金標準額(案)について、事務局よりご説明いたします。議案書の58ページをご覧ください。

農作業の受委託に当たっては、ほ場の条件等がそれぞれ異なりますので、ケースに応じて、委託者、受託者双方が十分に協議し、納得のした上で契約していただくのが基本なのですが、大体の相場といいますか、特に非農家の方ですと、幾らが妥当なのかも全く分からないということで、双方で相談するうえでの目安を定め、毎年提示しているものでございます。

今年度の案について、経過を若干説明いたしますが、先月の総会後、農業振興委員会を開催し、原案について協議をいたしました。 昨年度の改定状況、かつ他市町村の改定状況等の動向を踏まえ、畦 畔草刈りを50円増額改定しております。

また、昨今の燃料費の高騰については、海外情勢等により、今後の変動の先行きが不透明であることから、項目ごとに価格を転嫁するのではなく、双方で協議し、勘案するよう説明書きを加えたところであります。

更には、これまで掲載していた麦・大豆については、飯豊地区で大規模に作付けされているものの、個人が小規模で作付けし、作業を受委託するケースがほとんどないことから、今回除外しております。協議の結果、農業振興委員会では、原案のとおり了承されたところです。

その後、2月22日に農業委員・推進委員全体協議会を開催し、 委員の皆さまに、あらかじめ説明させていただいたところです、特 に意見はないとの結果であり、それを受けまして、本議案を提案し てございます。

また、次ページには、農地の賃借料情報ということで、JAの概算金価格を基に、過去5年間の農地の賃借料情報を掲載してございます。あくまで統計上の数値ですので、年度によって契約筆数の多い年、少ない年、ほ場の条件の良し悪しがありますので、地区に

よっては、急に上がったり下がったりはありますが、農地の貸し借りする際の参考として掲載しています。

なお、本議案につきましては、総会で議決された際には、JAを 通じて、配布を依頼することとなっており、4月初めには、各農家 へ配付となる見込みとなっております。事務局の説明は、以上で す。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。 ご発言願います。

(「なし。」との声 )

議長 討論なしと認めます。採決いたします。 本件に関し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声 )

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号令和5年度農作業労働賃金標準額(案)については、原案のとおり決定されました。 以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定した

以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定した ことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご 異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長ご異議なしと認めます。

以上をもちまして、第21回相馬市農業委員会総会を閉会とい たします。 相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会 長 前 川 正 人

議事録署名委員 3 番 伊東 登

議事録署名委員 5番 唯野 哲夫